

協定書ひな形（企業派遣型）利用に関する注意

協定書ひな形を利用する際には、以下の事項についてご了解ください。

- 自治体ごと、地域活性化起業人の受入のケースごとに必要な規定や条件は異なるため、協定書ひな形をそのまま利用するのではなく、必要な調整を行った上で利用することが必要です。

協定書ひな形を利用して生じたトラブルや損害について、総務省は一切責任を負いません。各自治体の責任と判断において利用してください。

地域活性化起業人（企業派遣型）の派遣に関する協定書

●●市（以下「甲」という。）と●●株式会社（以下「乙」という。）は、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）に基づく乙の従業員の甲への派遣に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（派遣の目的）

第1条 都市部からの人の流れを促進し、甲の有する地域課題の解決や地域の魅力向上のため、乙の従業員が、自身が有するノウハウなどを活かしながら即戦力として活躍することを目的として、本協定に基づき、乙の従業員を甲に派遣するものとする。

（地域活性化起業人の派遣）

第2条 乙は、乙と雇用関係にある <氏名>（●●年●●月●●日入社）（以下「派遣従業員」という。）を、乙の従業員としての地位を有したまま、甲へ派遣する。

※便宜上、「派遣従業員」という表記としているが、「労働者派遣」ではなく、「在籍出向」の形となる点、留意すること。

（派遣期間）

第3条 派遣従業員の派遣期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。ただし、甲乙協議の上、派遣開始から3年以内の期間において、派遣期間を延長することができる。

（業務内容）

第4条 派遣従業員が甲の担当部署において従事すべき業務（以下「担当業務」という。）は次に掲げるとおりとする。

(1) ●●●●●

(2) ●●●●●

(3) ●●●●●

(4) 前各号に関連する業務

2 甲及び乙は、派遣期間中に、派遣従業員をして、甲の職員たる地位又は乙の従業員たる地位に基づく影響力を利用すること等により、甲の公務の公正性及び中立性に疑いを生じさせるおそれのある行為を行わせてはならない。

（勤務条件）

第5条 甲及び乙は、派遣従業員の業務その他の勤務条件について、次のとおり定める。

- (1) 派遣従業員の労働時間、休憩時間、休日等の勤務条件については、甲の規程に従うこと
 - (2) 派遣従業員は、第3条に定める派遣期間中の各月における甲の開庁日の二分の一以上の日数をもって、甲の区域内で業務に従事すること
 - (3) 派遣従業員は、第3条に定める派遣期間中の全期間における甲の開庁日の二分の一を超える日数をもって、甲の区域内で業務に従事すること
 - (4) 派遣従業員は、担当業務を遂行するにあたり、甲の承諾を得た上で、甲の事務室及び設備等を使用することができること
 - (5) 以上のほか、本協定書に定めのない事項については、甲の規程に定めるところによること
- 2 派遣従業員の業務その他勤務条件について甲乙間で疑義を生じたとき、甲及び乙は、協議によって当該疑義の解決を図るものとする。

(遂行状況の報告)

第6条 乙は、甲に対し、派遣従業員による業務の遂行状況、勤務状況又は福利厚生の利用状況等についての報告を求めることができる。

(給与・旅費の支給)

第7条 派遣従業員に対する給料及び賞与、交通費、時間外勤務手当、その他の諸手当等は、乙の関係規程により、乙が乙所定の方法を以て直接に派遣従業員に支給するものとする。

- 2 派遣従業員が甲の担当業務を遂行するために必要な出張旅費は、甲の関係規程に基づいて、甲が乙に対し支給した上で、乙が派遣従業員に対し支給する。ただし、派遣従業員が乙に対し業務報告をするとき並びに乙における健康診断を受けるとき及び乙における研修を理由とするときその他乙の事情に基づく出張旅費については、乙の関係規程に基づいて乙が派遣従業員に対し支給する。

(負担金)

第8条 甲は、乙が派遣従業員に支給する給与の一部を負担金として、乙に〇〇万円支払うものとする。支払期日及び支払方法は次のとおりとする。

- (1) 支払期日 ●●●●
- (2) 支払方法 ●●●●

(社会保険)

第9条 派遣従業員は、派遣期間中も乙の従業員の加入する健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金、雇用保険、介護保険及び労働者災害補償保険の被保険者とする。(※)

(※) 自治体と企業との協議により決定するものであり、ここでは、例として、企業側が

負担する場合を記載している。自治体側が負担する場合には、「派遣従業員は、派遣期間中、甲の職員の加入する共済組合、厚生年金保険の被保険者とする。」等となる。公務員は、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用対象外であるため、これらの取扱いについては、起業人の身分関係に応じて、注意が必要である。

(災害補償)

第10条 派遣従業員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病（以下「死傷等」という。）にかかった場合の災害補償は、乙の規程に基づき乙において処理（※）するものとする。ただし、派遣従業員が、甲の公用車を運転し、若しくは同人が公用車に同乗している際に発生した事故により死傷等した場合の災害補償は、甲乙協議の上決定するものとする。

（※）自治体と企業との協議により決定するものであり、ここでは、例として、企業側が負担する場合を記載している。自治体側が負担する場合には、「派遣従業員が業務上又は通勤途上において死傷し、又は疾病（以下「死傷等」という。）にかかった場合の災害補償は、甲の規程に基づき甲において処理するものとする。」等となる。公務員は、労働者災害補償保険の適用対象外であるため、これらの取扱いについては、起業人の身分関係に応じて、注意が必要である。なお、公用車の関係する事故（ただし書部分）については、派遣従業員による公用車の使用予定の有無や公用車に付保されている自動車保険の内容も踏まえて調整する必要がある。

(秘密保持)

第11条 甲及び乙は、担当業務の実施上知り得た情報をみだりに第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、本条は協定解除後又は派遣期間満了後も適用されるものとし、乙は、派遣従業員との間でも、本条と同様の合意を締結しなければならない。

(権利の帰属)

第12条 担当業務の過程において派遣従業員が作成し、甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は、甲の所有とする。

2 本件成果物に乙が従前から保有する知的財産権（著作権及びノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合、甲は、本件成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

3 乙は、甲及び甲が本件成果物の使用を許諾した者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

4 前3項の規定は、本契約の解除後及び期間満了後も効力を有する。

(損害賠償)

第13条 派遣従業員が甲若しくは第三者又はその両者に損害を与えたときは、甲及び乙は、派遣従業員の帰責事由の内容や程度等の諸般の事情を考慮して、甲若しくは第三者又はその両者に対する損害の賠償責任の所在及び負担等を協議により定める。(※)

2 派遣従業員が第三者に与えた損害を乙が当該第三者に対し賠償する以前に甲が当該第三者に対し賠償をしている場合にあつては、甲及び乙は、甲の乙に対する求償その他甲及び乙の責任割合について協議により定めることとする。

(※) 起業人を公務員として任用する場合には、国家賠償法第1条に則って、自治体が賠償責任を負い、起業人に「故意又は重大な過失」があつた場合にのみ起業人や所属企業への求償権を認める等、起業人の身分関係に応じて取扱いが変えることが考えられる。

(催告による協定解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本協定の各条項に違反したときは、相当の期間を定めてその改善を促し、その期間内に改善がないときは、この協定を解除することができる。

(無催告解除)

第15条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの協定を解除することができるものとする。

- (1) 本協定を履行することができないことが明らかと認められるとき
- (2) 本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (4) 反社会的勢力が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (5) 乙が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (6) 乙が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (7) 乙が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (8) 自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき (※)
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき

(※) 第3号から第8号までは、各自治体で定めている反社会的勢力に関する条項に合わせ、適宜修正することが考えられる。

(解除時の負担金の取扱い)

第16条 前2条の規定によりこの協定が解除された場合の負担金について、甲は乙に対し派遣従業員の業務遂行状況に応じた金額を支払うものとし、金額について疑義があるときは甲及び乙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、第11条及び第12条を除き、協定締結の日から派遣期間終了日までとする。

(誠実協議条項)

第18条 本協定に定めのない事項、または本協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙は本協定及び地域活性化起業人制度の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本協定成立の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、1通を各自保有する。

令和●年●月●日

甲 ●●●●

乙 ●●●●

[以下、余白]